

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2016年11月2日（水）

第683号 本号4頁

内閣法制局 集団的自衛権を巡る新たな見解

「限定的な集団的自衛権の行使」は「日本を 防衛するためのやむを得ない自衛の措置」？

読売新聞は10月25日、同紙が情報公開請求して内閣法制局が開示した、強行成立した安保関連法をめぐる政府の新たな憲法解釈を論点ごとに整理しまとめた冊子について、報道しています。集団的自衛権を巡る新たな政府解釈などについて、内閣法制局の見解をまとめた文書です。

開示されたのは「憲法関係答弁例集」（第9条・憲法解釈関係）で、集団的自衛権の行使を限定容認した政府の新たな解釈や、新解釈に基づく安保関連法を巡る国会審議がテーマごとに掲載されているとしています。

「限定的な集団的自衛権」と題した項目を設けて

集団的自衛権に関しては、憲法上行使できないとしてきた「いわゆるフルセットの集団的自衛権」と区別するため、「限定的な集団的自衛権」と題した項目を設け、「自衛の措置として一部限定された場合に、（密接な関係にある）他国に対する武力攻撃を認めるにとどまるもの」などとする解釈を明記。従来解釈との整合性が保たれている点を強調しています。（下記の冊子の要旨参照）

「新たな解釈」を憲法解釈の変更と認めた上で、変更について、「憲法解釈は論理的な追及の結果として示されてきた。諸情勢の変化と新たな要請を考慮すべきことは当然だとしても、政府が自由に変更できるという性質のものでなく、十分、慎重でなければならない」としているとのこと。

また、集団的自衛権の行使が可能となる「存立危機事態」については、「国民が被ることとなる犠牲の深刻制、重大性などから客観的、合理的に判断する」などと解説。他にも「武力の行使」や「武力の行使の3要件」などの項目が設けられているとのこと。

＜内閣法制局の憲法解釈冊子の要旨＞

【憲法9条と自衛権】 憲法9条は日本に対する武力攻撃が発生した場合のほか、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合の自衛権まで否定する趣旨ではなく、自衛のための必要最小限度の実力を行使することは認められている。

【いわゆるフルセットの集団的自衛権】 国際法上認められる集団的自衛権一般の行使は、日本を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置の範囲を超えるものとして、憲法上許容されない。

【限定的な集団的自衛権の行使】 日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応して、日本を防衛するためにやむを得ない自衛の措置として、一部限定された場合で他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力攻撃を認めるにとどまるもので、1927年の政府見解の結論の一部を変更したとはいえ、これまでの政府解釈との論理的整合性、法的安定性は保たれている。憲法改正によらなければならないことを解釈の変更で行う、いわゆる「解釈改憲」には当たらない。

【平和主義】 限定された集団的自衛権行使を認めることは、極限的な場合に限って例外的に自衛のための武力行使が許されるという考え方を前提としたもので、憲法の基本原則である平和主義をいささかも変更するものではない。

政府見解を 180 度変えたのに、「限定的」は良いとは…？

1972年10月14日 田中政権での政府見解は、「憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」です。

それが、2014年7月1日の閣議決定で、「わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される場合において、…必要最小限度の実力を行使することは…憲法上許容される」と変更しました。

内閣法制局は、この変更を「一部変更したものの論理的整合性・法的安定性は保たれている」、今回の「限定的な集団的自衛権の行使」は「解釈改憲には当たらない」としています。しかし、72年見解は明確に「他国に加えられた武力攻撃を阻止する集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と規定していたのを、「フルセット」はだめだが、「日本と密接な関係にある他国」に対する「限定的」はよいと、180度変えてしまった訳ですから、これは「一部変更」ではなく「全面変更」であり、9条の「解釈改憲」です。安倍政権の違憲な論理建てに沿って、「違憲」と指摘する野党などの主張に対抗するために内閣法制局が「答弁例集」としてまとめたものだから、そうなるのでしょうか？詭弁だらけの、辻褃を合わせるための内閣法制局の見解です。

被爆国の日本が核兵器禁止条約交渉開始決議案に「反対」 世界中から批判の声

国連総会第一委員会が10月27日、核兵器禁止条約の交渉開始の決議案を賛成123、反対38、棄権16で採択したことに、国内外で歓迎の声が広がっています。何と、その決議案に日本は反対しました。この政府の姿勢に批判の声が世界中で上がっています。

英国・核軍縮運動（CND）のケイト・ハドソン事務局長は「非常に多くの国が、世界は核兵器を乗り越える時だと声高くはっきりと述べるのに非常に励まされた」と声明。日本と同様に英国が反対したことに対して、「極めて残念だ」と批判しました。

俳優の渡辺謙さんはツイッターで、日本政府の姿勢について「核の恐ろしさを二度にわたって体験している国として本当に情けないニュースでした」とコメントしました。

広島では原水協と被団協が抗議行動

広島県原水協と広島県被団協は29日、広島市中区の前原爆ドームそばの元安橋で「日本政府が『核兵器禁止条約』制定のための交渉開始決議に反対したことに厳しく抗議する！」と書いた横断幕を掲げて宣伝しました。29人が参加し、原爆写真パネル十数枚を展示して「ヒバクシャ国際署名」を359人から集めました。

県被団協の佐久間邦彦理事長、大越和郎事務局長、県原水協の古田文和事務局長、川后和幸、高橋信雄の両代表理事がハンドマイクでリレートーク。佐久間氏は「私たち被爆者が念願してきたことが、やっと国連で取り上げられようとしているのは、みなさんから寄せられた署名が大きな力になっている。それを裏切る日本政府の態度を、許すことはできない」と訴えました。

各地のとくみ・運動

秋田 「南スーダンに自衛隊員を送るな！」とスタンディング

秋田県平和委員会は21日、JR秋田駅前仲小路アーケードで「戦争法廃止、南スーダンに自衛隊員を送るな！」とスタンディングを行いました。7日から毎週2回、9日も含め今回で6回目の行動となります。

参加者らは通行中の人たちにビラを配り、南スーダンの現状やPKO派遣で任務が追加される駆けつけ警護の危険性を説明し、「事実上の内戦状態なのに安定しているといい、武力行使を前提にした任務まで追加して、どうして自衛隊員のリスクが高まらないなどと大うそがつけるのか。憲法違反の戦争法廃止、自衛隊員の派遣はやめさせよう」と訴えました。

80代の女性は「私が子どものとき、父親の顔を知らない同級生が周りに何人もいた。悲しい思いは二度とさせたくない。戦争を体験した者として絶対反対だ」と語り、60代の男性は「だんだん世の中の空気が変わってきて危険。安倍政権の思うがままでは本当にやばい。何としても止めないといけないから、頑張ってもらいたい」と激励しました。

山梨 派遣に抗議するドラムデモ

甲府市内で29日、南スーダンへの自衛隊駆けつけ警護派遣に抗議するドラムデモが行われました。青年ら70人の参加者はドラムのリズムに合わせ「南スーダンで人を殺すな」「自衛隊員の命を守れ」とコールしながら、市中心部をパレードしました。青年団体「YDA」（ヤマナシ・デモクラシー・アクション）が呼びかけた行動です。

集会には、野党各党の代表が参加し、日本共産党の花田仁県委員長は「いま南スーダンで必要なのは、憲法9条に基づく非軍事的民生支援を抜本的に強めること」「来る衆院選では本気の共闘をつくって安倍政権を打倒しよう」と述べました。民進党の宮沢由香参院議員がメ

リレートークでは、山梨大学に通う学生が「安倍首相には南スーダン



ィーがあまりにもない」と訴えました。初めてデモに参加した20代の女性は「最初は戸惑ったけれど、お店の中から見ている人も多くてデモへの注目を感じた。南スーダンで起こっている「戦闘」を「衝突」とごまかして自衛隊を送ろうとする政府はおかしい」と話していました。

青森集会を新聞等が報道

「自衛隊を南スーダンに送るな！いのちを守れ！青森集会」を朝日新聞、しんぶん赤旗、地元の東奥日報、陸奥新報、デーリー東北等の新聞が、また共同通信の配信記事を北海道新聞から琉球新報まで全国各地の地方紙が掲載・報道しています。

これらの報道のなかで、参加者と市民の声が紹介されています。

○陸奥新報 「親戚に自衛隊員がいるという青森市の女性は『よく議論されずに安保法が成立し、いいかげんに話が進んでいる。自衛隊員にも人生がある。行かせたくない』と話し、タクシー運転手の田中真仁さんは『そもそも自衛隊を国外に送り出す必要はない』と語気を強めた。」

○しんぶん赤旗 「福島県本宮市の高校で教えている杉内清吉さん（60）は最近、自衛隊員の教え子と話したといいます。『教え子は外国に行くとは想定していなかったと話していました。自衛隊員の命を守るのは私たち国民です』」



写真は、「香川憲法会議」ののぼり旗を新調し参加した香川憲法会議安部事務局長

衆・参憲法審査会が始動 **傍聴希望者募集中!**

衆議院憲法審査会が11月10日(木)、17日(木)と2週続けて開催されます。いずれも午前9時から。国民が憲法審査会の開催を求めているわけではないのに、改憲めざす安倍政権のもとで開催されるものです。

10日の審査会は、案件を「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件(憲法制定経緯と憲法公布70年を振り返って)」とし、各党から自由発言、のち討論が行われることになっています。

参議院憲法審査会は11月2日の幹事懇談会で、16日(水)午後1時から審査会を開催することを決めました。

総がかり行動実行委員会で審査会監視、集団傍聴を呼びかけ

戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会は憲法審査会プロジェクトチームを設置し、共同で憲法審査会を傍聴することを呼びかけ、報告集会などを開催することも決めています。また傍聴にあたっては傍聴券の紹介議員を野党持ち回りで依頼することにし、この面でも市民と野党の共同が発揮できるようにしています。

10日衆院審査会の傍聴希望者募集中! 申込締切りは9日午後4時30分

10日(木)9時から開かれる審査会の傍聴希望者は、11月9日(水)午後4時30分までに憲法会議に、氏名、年齢、職業を明記してお知らせください。憲法会議からPTの担当者にまとめて報告・申請します。

当日10日(木)は、衆議院議員面会所、午前8時40分集合です。

当面の日程

11月3日(木・文化の日) 憲法公布70年 秋の憲法集会

14:00~16:00(開場13:30) / 韓国YMCA地下ホール 参加費500円

講師=栗田禎子千葉大学教授、石川健治東京大学教授 各党あいさつ(予定)、沖縄のたたかいDVD上映など 主催:解釈で憲法9条を壊すな!実行委員会

11月5日(土) 子どもたち、若者を戦場に送るな! 憲法改悪阻止 国民の思想・信条の自由、言論・表現の自由、子どもと教育を守る 11.5 大集会

13:00~15:15 / 日比谷野外音楽堂 / 集会後銀座パレード

主催:全教 / 教組共闘連絡会 / 子ども全国センター

共催:全労連 / 全労連公務部会 / 自治労連 / 国公労連 / 自由法曹団 / 全退教

11月7日(月) 「12・6を忘れない6日行動」秘密保護法廃止 11・7 国会前行動

12:00~13:00 / 衆議院第二議員会館前

主催:「秘密保護法」廃止へ!実行委員会

院内集会「秘密保護法強行採決から3年、情報監視審査会報告をきく」

13:30~15:30 / 参議院議員会館B107会議室

主催:「秘密保護法」廃止へ!実行委員会

11月10日(木) 「9の日」宣伝行動

12:00~13:00 / JR新宿駅西口

共催:憲法共同センター / 東京憲法共同センター

11月11日(金) の報道があります

自衛隊南スーダン派遣閣議決定官邸前抗議行動

7:40分~ / 首相官邸前

呼びかけ:戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会